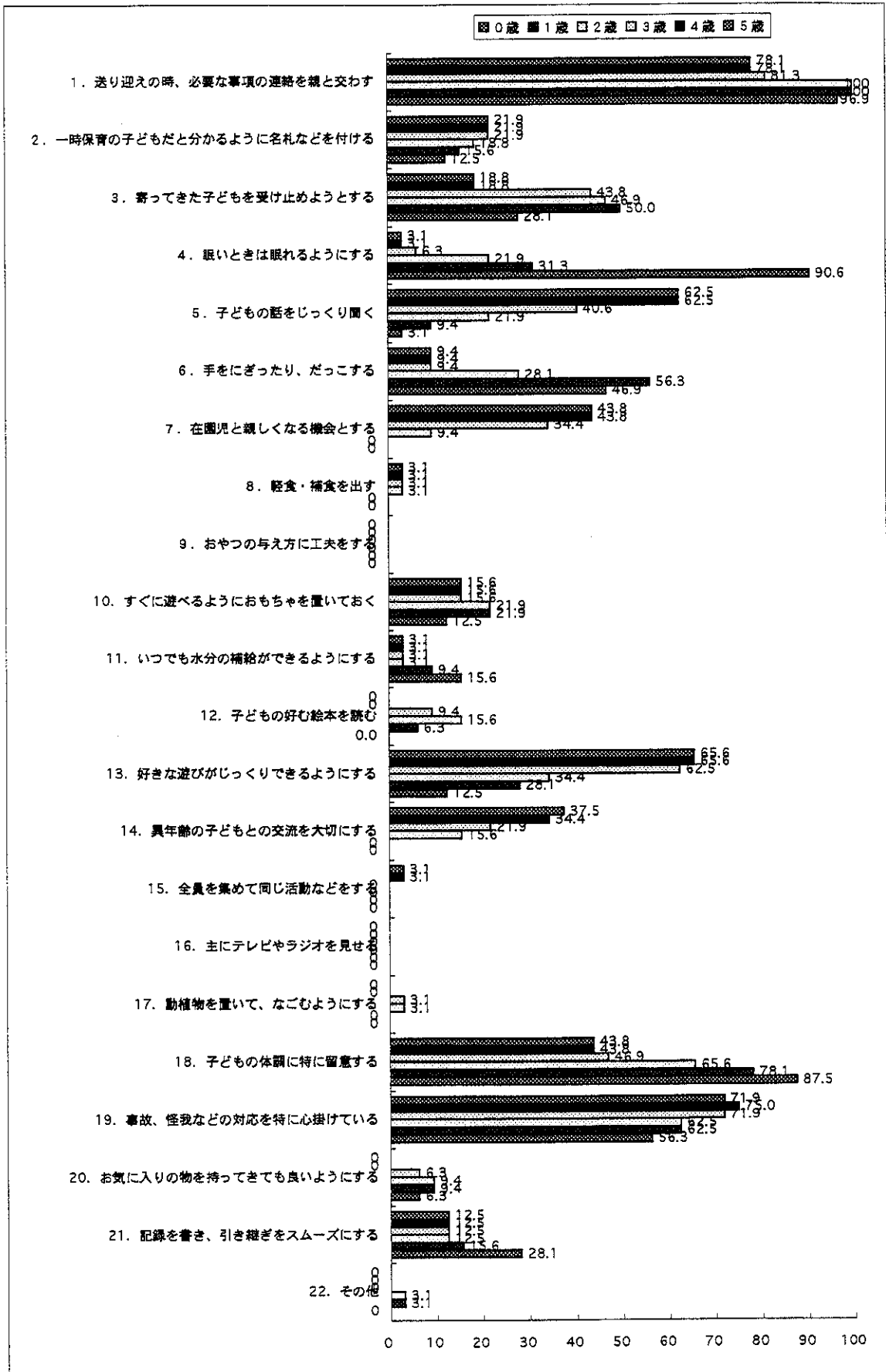


図表 28 一時保育の子ども年齢と保育士の配慮事項



II. 調査結果の分析と考察

1 一時保育実施園での聴き取り調査結果の分析

園・在園児・一時保育利用児・保護者のプラス面、やりにくさ、課題について

保育所において実施されている一時保育について、実際に保育の現場で子どもの様子や保育士が配慮していること、工夫していることなど、課題として解決しなければならないことなどを聴き取り調査を実施した。調査方法は、本研究員が一時保育を実施している施設を訪問し、園長・主任・保育担当者・保護者・行政担当者などからその実施状況・子どもの様子・今後の課題等を聴き取ったものである。13件の報告を次のように整理した。

「園」、「在園児」、「一時保育児」、「一時保育利用保護者」のそれぞれにとっての「プラス面」、「やりにくい面」と課題を報告の本文から抜き出し、示された言葉をもとに、キーワードを作成した。そのキーワードを図表 29 のようにまとめた。

キーワードを作成するための聴き取りの内容は次のような意見を参考とした。(各項目の前の太字はキーワードである。)

A-1. 園にとってプラス面

地域に根ざした保育園、育児支援の広がり、保育士の成長、保育士のやりがい、広報活動、空き保育室の利用

- ・保護者の実状が、保育者一人ひとりによく理解される
- ・積極的に園の保育の在り方に生かす姿勢
- ・保護者の期待に応えているとの実感を得、やりがいを感じている
- ・通常の園児の健康問題と一時保育の対象児の健康問題との関係を考慮した健康管理を可能にしていることは、この施設の一つの長所としてあげることができる
- ・空き保育室利用
- ・利用者へのサービス内容の工夫と強化(手続きの簡便さや受入れ保育時間の柔軟性)をして、子育て支援の体制を強化してきた

- ・保育者は、やり甲斐と手応えを感じている
- ・地域へ貢献出来る
- ・一時保育を実施することによって保育士の意識が変革した
- ・行事なども地域の子どもの組み合わせで企画することがスムーズにできるようになった

A-2. 園にとってのやりにくさと保育の工夫や今後の課題

変則的な利用状況、不安定な子どもを預かる、感染症、職員の確保・配置、行事の参加、保護者の安定、子どもの状態の把握、手続きが煩雑、保育士の力量、保育士の待遇、保育士の研修、個別対応、相談体制、広報活動の充実

- ・利用者がその日の都合で増減するため、保育者の配置に困っている
- ・職員確保とも関連するが、年度当初の利用児童数と、年度後半、特に年度末等には相当数の要望に応えなければならず、人事問題は頭痛の種である
- ・保育室確保は現実には出来ない
- ・保育園の行事に参加してもらおう場面等では、同年齢クラスに入って貰うが、毎日の保育園児と、単発的な一時保育児では統一した行事が出来にくい
- ・保護者の不安感を取り除くための努力が大変だった
- ・一人一人の子どもの状態がわからないので困ることがある
- ・通常保育の子どもとの接点で苦勞するなどの点から、現場の職員にとって緊張や負担が大きい
- ・虐待や放置等の懸念がある場合である。この方たちは来られたり、来られなかったりするので子どもの状態がわかりにくい。本園では一時保育を一つのクラスとして位置づけているので、状態がわかりにくい
- ・一人の人間を預かる訳なのでその手続きがどうしても煩雑になってしまう
- ・一時保育は、変則的で、予測が立てにくい
- ・0・1歳児は、体調に留意
- ・2～5歳児は事故・怪我等の対応が主
- ・毎日不特定な子どもを預かるという保育上の

困難さ

- ・感染症には特に注意
- ・保護者との送迎時の連絡、子どもの体調、事故などに留意
- ・0・1歳児は専用クラスが多い
- ・私がある園を訪問した時、母親の買い物で、預けられた2歳児の顔が忘れられない。暗く沈んだ声で泣き続けていた。子どもは母親が何をしているか感じ取っている。真剣に働く親の子どもは納得しているので表情が違う。このことを利用者に知ってもらう必要がある
- ・一日の受け入れ人数も限られ
- ・一時保育の子どもと分かるように名札をつける迎え時の事故を防ぐため親と子に写真を添付している
- ・食事・睡眠は無理強いしないよう
- ・1日の記録は、実施園が話し合い同一の記録票を使用している。
- ・母親の子育てに対する不安・悩みを解消するため、積極的に相談に応じたり、懇談会・保育参観等も実施している
- ・看護職も面談の場に参加
- ・登園時の健康状態の把握には、その看護職が参加しておらず、保護者の申告と保育者の観察に任されている
- ・一時保育の対象児の食事は、通常の給食を提供しているが、対象児の家庭での食生活を配慮してとのことであり、好き嫌いも含めてその対象児に合わせることにしている
- ・発達保障について、常に話し合いが必要
- ・当初から一日の保育は無理な面があり、慣らし保育的な期間が必要
- ・不安をサポートし、かつリードできる保育者が必要となる
- ・活動的、知識的、技術的に秀でている人が求められる。しかし人的な面は、人材確保や処遇という点で不十分であり、今後の大きな課題である
- ・クラス担任やフリー保育士たちが応援に加わる形を取る
- ・食事や寝具の扱い、受け入れ時の対応、連絡ノートの記録など、細かい配慮
- ・保育者には、子どもを受け止める力量と優しさが求められる
- ・特別なプログラムは組まず、通常保育児と一緒に活動させたり（とりわけ3歳以上児の場合）

合）、その子のしたいことを自由にさせて時を過ごさせているのが実態のようである

- ・手を握ったり、だっこするなど身体的接触（スキンシップ）に努め、
- ・子どもの要求にスムーズに応えるようなあり方（眠いときには眠りやすく、好きな仕方で遊ぶなど）を工夫している
- ・好きな遊びにじっくり取り組めるよう
- ・一時保育児が登園する際には園長及び一時保育の担当者が十分に観察する
- ・健康・安全のマニュアルを作成している園はなかった
- ・嘱託医にまず相談等をする園は極めて少ない
- ・ミルクの状態や離乳食には気を配り、食べやすいよう細かく切るなど手を加えている
- ・一時保育のための「記録用紙（ノート）」を用意している園はかなりある
- ・保護者の悩みなどの相談には入所申し込みの折りや、登降園時に顔を合わせたときに受けているケースが多い
- ・広報活動が十分でない
- ・職員の一時保育の理解というものが、いままでは、措置児入所児だけを対象に保育してきたこともあって一時保育そのものの在り方に戸惑いを感じている
- ・障害児の生活しやすい環境とすることで、クラス編成も固定化せず、担当保育者もチーム編成で柔軟に子どもたちの生活を援助できるシフトを試行中である
- ・一時保育の対象の子どもたちの条件として、感染症に罹患していないことをあげている。その感染症に罹患の有無に関する判断については、結核に代表される慢性感染症の把握は比較的困難ではないが、いわゆる「風邪」や子どもに多い急性感染症についての把握は必ずしも容易でない
- ・一時保育の対象児の健康問題が、他の通常の園児の健康に及ぼす事態を認識するならば、受入れ時の乳幼児の健康状態の把握を、看護職の業務とすることも考慮したい

B-1. 在園児にとってのプラス面

一時保育児との交流、行事の広がり、心の成長

- ・一時保育の子どもが暮らしやすい生活こそが、

一般の子どもにも生活しやすい環境であるはず
・3歳以上児は保育中にこやかで子ども同士よく遊び

・園内の行事はもちろん、園外の行事（お年寄り訪問、校区の行事、園外保育）にも非定型的な子どもは在園児と一緒に参加しています

・クラスの子どもたちともお友達になっている
・在園児との交流が出来るように配慮
・在園児が、一時保育の子どもたちのことを相手の身になって考えることは重要なことである

B-2. 在園児にとってのやりにくさと保育の工夫や今後の課題

利用児の情緒の不安定さの影響（泣き声など）、感染症

・一時保育の子どもは個別に対応することで安定感が保てることから、在園児保育が多少手薄になっても一時保育児の安全性を確保している現状があり、園全体の協力体制の努力のたまもの思いたい

・感染症

C-1. 一時保育児にとってのプラス面

友達ができる、遊びの体験、施設遊具の利用、幼稚園入園までの体験、行事の参加、生活習慣の確立、発達の遅れへの対応、親の育児ノイローゼからの回避

・4・5歳児の利用が僅かに見られるのは、母親が仕事を止め家庭にいるようになり保育を途中で退所した子どもと幼稚園に行かず家庭にいる子どもが利用できる

・保育園入園までのならし保育
・3歳以上児は、体験的な入所も多く保育園に来るのを楽しみ

・保育中にこやかで、子ども同士よく遊ぶ
・保育所だより等を渡してあるので、母親と子どもが話しをして、楽しい行事のある日に仕事を入れる

・もっと大々的にPRして育児ノイローゼ（その一歩手前にいる人も）から解消してあげれる、助け人になってあげたい

・クラスの子どもたちともお友達になっている
・外国籍の子どもで、健康診断で、集団の中で言葉の刺激を受けた方が良いといわれて利用し

ている場合など、同年齢の子どもたちの方が環境として良いと思うから

・子どもに保育体験をさせるため

・在園児との交流が出来るように配慮

・「園にくるのを楽しみ」にし、「園内を元気に動き」回って遊び、「子ども同士で遊ぶ」姿も見られ、昼寝も熟睡し、園の遊具等にも興味を示す傾向が強い

・園の施設・遊具に興味を持ったりする子どもが多い

・泣く子どもは殆どいなくなりピーターが増えている

・同年齢の子どもたちのいる保育室に入った方が、子どもたちも落ち着くようである

C-2. 一時保育児にとってのやりにくさ

情緒が不安定、環境の変化、クラスへの統合への不安、生活リズムの違い

・緊急・一時的な事情での入所児は、やはり「保護者との別れ」がつかなく、「落ち着かず不安げ」であり、通常保育児等と遊ぼうとはせず、思い出したように泣いたり昼寝では眠りは浅い

・心理的負担等私的な理由での入所児は、保育者に抱かれたがるなどの甘えを見せたり、泣いてばかりいたりして落ち着かない子どもが多い

・通常の保育の入所児童と一緒に生活リズムなどさまざまな面で不都合が生じている

・子どもが環境になじむことが難しい

・泣く等、不安な状態で一日を過ごしている

・1・2歳児の様子は、別れを嫌がり思い出したように泣く

・3歳以上児でも午前中は安定感が少なく、自分の居場所をつかむことでいっぱいだという印象から活動エリアの広がりはない

・通常の年齢のクラスと一緒に保育する場合、保育の継続性や遊びの活動といったものから一時保育の子どもが溶け込みにくい状況も起きている

D-1. 一時保育利用保護者にとってのプラス面

育児ノイローゼからの一時的開放、時間の有効活用、相談できる相手、保護者同士のつながり、多様な活用の仕方、緊急時の柔

軟な対応、慣らし保育

- ・育児をしているとイライラして子どもにあたる
- ・育児ノイローゼで悩む母親
- ・母親の出産・病気、家族の介護
- ・祖母がリフレッシュのために一時を利用
- ・子ども自身の成長（気候の良い時期に子どもの成長を実感する経験を目の当たりにする等）が一時保育利用者増にあらわれているのではないかと
- ・保護者にとっては、一旦登録していれば、何時でも利用できるという安心感があり、自分の行動範囲が広がりとても重宝している
- ・利用のための制度が保育所入所のように厳密でないため、利用する保護者にとってはよい制度であると思う
- ・初めは、親の為の理由で利用するが、子どもが喜ぶから、子どもの為になるから、と利用の理由が変わっていくことも多い
- ・医者受診のための理由が最も多い
- ・満員の為申し込みに応じられないことはあるが、原則として緊急の場合は受け入れる
- ・「資格の取得・職業訓練」や「就職口探し」が多い
- ・「上の子の授業参観や遠足」など学校行事との関連での利用
- ・「わが子が可愛いとは思えない」とか「子どもに手をあげてしまいそうで不安になる」などの心理的な理由
- ・保護者の悩みなどの相談には入所申し込みの折りや、登降園時に顔を合わせたときに受けているケースが多い
- ・育児の不安に駆られ、疲れきって、そのイライラを子どもに持っていきよりも、一時的に子どもから離れて過ごす機会を一時保育に求めて、自分の時間を思い通りに使い、心機一転して子どもとの生活に帰ることも必要である
- ・保育所に直接電話で申し込むシステムに改善された。手続きの簡素化により、利用者にとっては一時保育が非常に利用しやすいものものとなった
- ・保育園にすぐ入れない待機児童が利用したりしている

D-2. 一時保育利用保護者にとってのやりに

くさと今後の課題

利用しにくい、定員、在園保護者との関係、利用の戸惑い、行政主体の限界、財政の確保、補助事業の柔軟性、利用者の人数と受け入れ定員の問題、休日保育との関係、利用料の設定、保険の問題、他機関との連携、保育士養成校の役割

- ・一時保育を利用する保護者や児童に疎外感を感じさせ、ぎくしゃくしてしまうことになってしまった
- ・わが子が泣いても平気、長時間預かってもらうことで自分の時間ができて育児から開放され喜んでいる
- ・利用者（母）は、言葉には出しませんが「子どもにわるい」「子どもがかわいそう」という罪悪感がある
- ・利用者が年々増加し、保育園の定員オーバーと重なって受け入れできないときがある
- ・一時保育利用の子どもは、休日保育と合わせて利用している。
- ・1・2歳児の利用者が目立って多い
- ・1日単位で利用料を徴収するため、1日利用しないと不経済という考えがあるようだ
- ・保護世帯と市民税非課税世帯は、利用料が無料のため、次第に慣れてくると無料ならという気持ちなのか定められている利用限度週3日を利用する
- ・一時保育の利用者は、休日・祝日の希望もあり休日保育と併せて利用している
- ・利用月のピークは、6月と10月・11月である。6月は、参観日、10月・11月は運動会・遠足等幼稚園・小学校の行事が集中するためである
- ・地域の行政の指示・要請によるものでなく、園の方針や地域のニーズがあるとしている
- ・心身障害のないもの、感染症に罹患していないことをあげている
- ・専用の保育室を確保しているが、郡部の施設では通常の保育室で一般の子どもと同じに保育している
- ・記録については、全ての施設で記録をとっており
- ・一時保育の利用状況については、市部の施設は比較的利用度が高いように感じられたが、郡部では余り利用されていない

- ・これが地域における保育サービスの原点である
- ・一時保育児は主管課にて一括保険加入
- ・経営的には、利用料との関係もあるが、全て正規職員での対応ができる程安定的でない
- ・一時保育の行っている保育所の設置場所が限られているため、かなり遠くからの利用者もいて、数的に実施場所を増やす工夫が必要
- ・利用料と委託料だけで経営を考えるのは少々無理がある
- ・現在の保育所で行う保育の中に取り入れて特別メニューでなく対応できる事が望ましいと考える
- ・育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のためにこの事業を利用している人の中には、市の保健婦の勧めで利用している人もいる
- ・保護者の持つ不安をサポートし、かつリードできる保育者の必要性を述べられたときには、そのような保育士をどれだけ数多く輩出できているかという点で、保育士養成校の教員として反省した
- ・ニーズに現場が答えたと考えるならば、人材養成もニーズを反映したものにしなければならない
- ・一時保育の制度そのものを地域にもっと知らせていくことが必要
- ・公立では実施していないとの返事が目立った区民が優先されるが、他区の利用者も受け入れる
- ・幼稚園に通園しているのだから、夏休みに定期的、あるいは緊急一時利用が見られる。
- ・緊急時については 10 人を超えても受け入れるとしている。年齢ごとに定員は定められていない
- ・とりわけ開発された団地の住民に多い
- ・通常乳児を保育している園にあっては、看護婦の配置をしている園が多かった
- ・1日あたり 1,000 から 2,000 円程度で1ヶ月最大14日の保育が受けられるわけであるから、条件さえ合えばベビーシッターの利用よりもよい場合はいくらでも考えられる
- ・実施園の殆どが一時保育指定園であり、指定園は1自治体当たり2～5園にとどまっているから、指定園あたりでは利用者は多くても自治体全体から見れば僅かな数になる
- ・全ての園が一時保育を可能とするように制度の変革が必要一つの保育室、単数の保育士では受け入れ態勢に限界がある
- ・国庫補助の基準を緩和
- ・100名を越えている。この実績は、S市の昨年度一年間の延べ利用児童数 174名と比較すると、画期的とも言えよう
- ・一日平均3人以上が利用すれば補助するという県単独補助事業を10年度から実施した
- ・はじめて保育所で預かることを少なくする意味からも、地域の子育て過程に対して広報して、育児サークルなどの子育て支援事業に参加をしてもらっている
- ・乳児の利用の場合には、通常の保育の中に組み入れられることが難しくなるケースが多くなり一時保育専任の保育士を配置することになる
- ・配置されている保育士が1名では受け入れ人数には限界がある
- ・利用希望の多い乳児をさらに受け入れるためには、どうしても一時保育専用の部屋が必要になる
- ・8時30分から17時間での枠が設けられているが、それらが利用を困難にしている。例えば、出産時に利用したくても父親の通勤時間を考えると枠内の時間では利用が困難になってしまう
- ・利用者の立場にたって今後さらに利用しやすいシステムに改善していく必要がある

図表29 一時保育の「プラス面」、「やりにくい面」と今後の課題

| | A.園にとって | B.在園児にとって | C.一時保育児にとって | D.一時保育利用保護者にとって |
|---------------|--|---|--|---|
| 1 「プラス面」 | 地域に根ざした保育園、 育児支援の広がり 保育士の成長 保育士のやりがい 広報活動 空き保育室の利用 | 一時保育児との交流 行事の広がり 心の成長 | 友達ができる 遊びの体験 施設・遊具の利用 幼稚園入園までの体験 行事の参加 生活習慣の確立 発達の違いへの対応 親の育児ノイローゼからの回避 | 育児ノイローゼからの一時的開放 時間の有効活用 相談できる相手 保護者同士のつながり 多様な活用の仕方 緊急時の柔軟な対応 慣らし保育 |
| 2 「やりにくい面」 | 変則的な利用状況 不安定な子どもを預かる 感染症 職員の確保・配置 行事の参加 保護者の安定 子どもの状態の把握 手続きが煩雑 | 利用児の情緒の不安定さの影響（泣き声など） 感染症 | 情緒が不安定 環境の変化 クラスへの統合への不安 生活リズムの違い | 利用しにくい 定員の問題 在園保護者との関係 利用の戸惑い |
| 今後の課題 | 保育士の力量 保育士の待遇 保育士の研修 個別対応 相談体制 広報活動の充実 | 行政主体の限界 財政の確保 補助事業の柔軟性 利用者の人数と受け入れ定員の問題 休日保育との関係 利用料の設定 保険の問題 他機関との連携 保育士養成校の役割 | | |

2. 一時保育における保健に関する問題点の検討

(1)、一時保育実施体制にみられる保健の問題点

調査対象の施設に入所している乳幼児の年齢分布は3歳未満児が最も多く、入所理由別に見ても、この時期が最も多く入所している。緊急・一時的な理由によるものは1～2歳で5割を占め、断続的労働によるものは1歳児よりも2歳児の方が多い。いずれの理由による入所児も特に1歳～1歳3か月の間が最も多いが、この年齢では、健康上多くの問題が発生する危険性が潜んでいる。すなわち、感染症の発生と事故の発生が最も重要な問題であるが、その他摂食に関する問題も発生しやすい。

まず、感染症としてはいわゆる学校伝染病といわれる病気をはじめ種々の感染症の発生が認められる。それ故、一時保育の実施にあたっては、対象年齢と疾病との関係を念頭におく必要がある。次に事故は歩行に伴う転倒、転落事故などが多く、比較的軽傷の傷害の発生頻度は高いが、時には重症な傷害、口腔内傷害、顔面や頭部の傷害も多い。また、誤飲事故が最も多い時期であり、窒息や中毒などの危険なものも少なくない。それらは、保育現場では比較的少ないものの、保育環境の整備は怠っていけない。入所児の受け入れ条件としては、「他の子に影響する病気にかかっていない」ことが上げられている。これは上記の感染症予防に主眼をおいており妥当な理由と言える。

保育サービスの実施時間は、一般の通常の保育時間と同じであり、8時間以上にも及び、もしその時間帯を一時保育の現場で課すとなれば、乳幼児の身体的疲労、事故発生などの健康障害を来す要因となり、さらに食事との関係も重要な因子として配慮されなければならない。

一時保育用の保育室は、4割が専門の保育室を準備しているが、通常保育の園児と同じ保育室を利用しているものは69%に達している。これは複数回答で回答させているので、専門の

保育室も利用し、通常の保育室も利用している両者の利用の場合もあると考えられる。いずれにしても、通常の保育室の利用の場合には、通常の園児との間の感染の危険が高くなる要因となる。

(2)、乳幼児の健康状態の把握と保育の実際

一時保育において乳幼児の健康状態に配慮している実態をよくうかがい知ることができる。登園時の健康状態は、保護者から聴き取りを行い、さらに保育者が個々の乳幼児の健康観察を行って把握している。看護職が観察している施設は全体で1.5%であり、これは看護職が配置されていない施設が多いためか、配置されていても通常の保育の専任となっているためとも考えられる。通常の保育の登園時の基準に依じて健康把握を行っている施設もあるが、登園時の観察を通園児と比べてより丁寧に行っている施設もあり、検温を実施したりして、注意深い把握を行っている施設が目立つ。さらに、生育歴、既往症、日常の心身の所見などの情報収集に心がけ、アレルギーの有無、睡眠、食欲などを詳しく聴取している。これは、通常保育児に比して健康上の問題が多く発生することの危険性と、さらにそれに伴う他の子どもに及ぼす影響の大きいことを考慮しての対処であろう。

体調のよくない子どもへの対処は、園長の判断で保育の可否を決定している施設が半数を越え、看護職か嘱託医が関与している割合は低い。その場合、早めの対処が出来れば問題はないが、遅れがない対処法が必須の条件となる。

保育中も乳幼児の健康状態の観察には注意を払っていることが把握できる。特に、一時保育は保育が継続していないことに注目して、健康観察や聴き取りに力を入れている施設もある。また、保育中は、衣服の調節、室温の調節、換気にも配慮し、さらに乳幼児の活動、食欲、睡眠などにも十分な注意を払って観察している施設が多い。体調が良くない状態が発生したときのことを念頭におき保護者との連絡が密にできるようにも心がけている施設も多い。

このように、通常の保育における健康に関する対処に比して一時保育での対処はより濃厚な印象を受ける。それは保育が連続していないこと、一時保育という特殊な保育形態であることが関与しているものとも考えられる。

保育中にみられる子どもの状態には、入所の理由によって差異が認められる。これらの状態は、健康上の問題としてとらえることによって、保育方法などの検討事項として留意するべきであろう。食欲がなくミルクやおやつを摂らない、眠りが浅くすぐに目覚める、子ども同士で遊ぼうとしない、などの状態は、保育理由が緊急・一時的事情による子どもに多く認められる。また、食欲があり、睡眠にも問題が認められないものは、断続的に勤務についている保護者の子どもに多い。保育が、子どもの健康に影響を与える要因であることを示す結果といえる。

このような問題は、一時保育に参加した当日だけで、さらに保育の場だけで解消される者であれば、健康上の重大な問題は発生は少ないであろう。しかし、子どもによっては、たった一日の保育が、しばらくの期間に及ぶ生活の乱れをもたらす危険性も否定できない。緊急保育の子どもにとっては、その保育生活はまさしく一時的なものであるには違いないが、その影響は決して一時的なものではありえないことも予測される。このことは、保育担当者にも言えることである。その対象児に対する保育は、僅か一日のことであろう。しかし、一時保育の保育担当者は、専任であろうとなかろうと、上記のような結果が認められ、自らが行う短期間の保育のもたらす影響の大きさを認識しておきたいものである。保育は個々の子どもの心身の状態や健康状態に応じて実施されるべきであることはいうまでもないが、一時保育においても通常の保育園児と同様に、家庭の実態も適切に把握されたうえで実施される必要があることを明確に示している結果である。

(3)、食事について

一時保育において 9 割の施設では昼食を保育所

の給食を活用している。子どもの活動状況、発達状況に応じて食事の提供が基本的条件となるが、通常の保育園児と異なり、個々の乳幼児の体質、食欲、健康状態の把握は困難なことが多いので、提供される食事内容には十分な配慮を要する。そのために家庭での食事、食べ方などの聴き取り、アレルギーの有無の確認など事前の情報収集に心がけている施設が多い。食事は内容の充実もさることながら食べ方、食べる時の雰囲気作りなど食事を通した心の健康づくりへの対処も一時保育における重要な要件となろう。その点は食べ物に対する配慮が多く施設で行われていること、さらに食行動に関する対応もよく行われている実態をみることができる。しかし、好き嫌い、食べないもの、咀嚼の状態などを家庭に問い合わせたり、子どもの食欲や食べる態度を尊重するなど一時保育においては特別に配慮をしている。子どもが保育に慣れるまでの一時的対応とも受け止めることができるが、見方によってはサービス過剰の傾向もなくはない。しかし、偏食の矯正、未経験の食べ物を提供したり、嘔むこと心がけたり、マナーや食器の使用などを指導してよりよい食生活の確立に向けての働きかけを行っている施設も認められる。

アレルギーには非常に気を遣っている実態がわかる。特にアレルギーの子どもに対して除去食を提供している施設もあるが、その除去食には医師の適切な関与が期待したいものである。アトピー性皮膚炎など食物アレルギーには非常に関心が高い。しかし誤った食物摂取や食生活は乳幼児の健康障害の発生の原因にもなりかねず、十分な医学的栄養的対応が不可欠であろう。

(4)、聞き取り調査で明らかになった問題

研究者が一時保育を実施している保育園を訪問し、各々の実態を調べた。

その中で、保健に関する問題として、一時保育の実施が子どもの健康増進につながったものと健康障害発生要因につながった事例が明らかになった。

健康の保持増進につながったものとしては、アトピー性皮膚炎の症例に対して、スキンケアを励行したことにより症状の軽減が図ることができた。また、手洗いの励行、薄着の励行、戸外遊びなどの保健活動を介して、子ども自身の健康増進の効果がみられたことに加え、保護者の子どもの健康増進に関する意識の向上が可能となった。子どもの健康状態について保護者が正しく報告できるようになったこと、集団保育と子どもの感染症との関係が認識できるようになったことも、一時保育を実施したことの効果とみなすことができる。

一方、乳幼児の健康障害のうち提供された食物によってアレルギー症状の発症がみられた例もあった。一時保育におけるアレルギーへの対応が難しいことの認められた。なお、これらの個々の内容については事例報告に記されている。

(5) 保健に関する問題点のまとめ

一時保育においても乳幼児の健康と安全の確立は重要な要素である。集団保育の一形態である以上、感染症、事故の問題は重要であることはいうまでもなく、実施している各施設はその対策に留意していることが把握できた。特に一時保育の特性を理解したうえでの対応が必須の条件であることはいうまでもなく、対象児にとって保育が非継続であること、通常保育の園児

の生活との関係を背景にした健康管理の必要性を適切な認識しておかなければならない。また、一時保育対象児の入所理由によっては通常の保育園児と同等の健康管理がそのまま活用できるものもあろう。例えば、保護者の断続的な労働が理由になっている園児では、同等の健康管理の方がより効果的な対応といえると思われる。

しかし、単発的な保育では必ずしも同等の健康管理が望ましいものとはいえず、一時保育としての管理の確立が必要なこともあろう。特に感染症予防の観点からいえば、一時保育対象児の予防接種状況、既往症の確認、生育歴と日常みられる症状や所見などの情報収集の励行が必要である。また、保護者に対して予防接種の励行、登園前日や当日の健康状態や生活実態の確認とその報告の徹底を指導する体制が必要である。

今後、特に母親など親や家族のリフレッシュのための一時保育の要望が増えると思われる。リフレッシュを必要とする親の場合には、親の生活や育児態度が子どもの心身の状態に影響を及ぼすことは決して少なくなく、また、子どもの心身の状態を適切に判断するだけの能力が発揮できないことも多いと考えられるので、保育を提供する側の適切な保健的対応が重要な位置を占めることになる。

III. 聞き取り調査

一時保育実施園の園長・主任・保育担当者・利用者（保護者）及び行政関係者に対して一時保育の実施状況、子どもの様子、意見や課題を聞き取り調査したものである。13 件の聞き取

りの報告を以下に記載する。（聞き取りの形態は、1 園だけのものから、2 つの園を比較したもの、ある自治体を対象にしたもとさまざまな形態がある。）

報告 1

一時保育の事業目的を 2 つの保育実践から学ぶ

一時保育の実践保育園の内容

非定型的な一時保育と育児リフレッシュへの取り組みに関して特徴が見られる 2 か所の社会福祉法人の保育所を拠点として、具体的な一時保育への取り組みを事例的に調査し分析した。

すなわち、非定型的保育サービスを主体とする埼玉県入間市の A 保育園と私的理由による一時保育を積極的に取り入れている神奈川県平塚市の B 保育園を聞き取り調査研究の対象として、それぞれの実態及び特徴を分析した。

図表 30 両保育園の一時保育の概要

| | A 保育園 | B 保育園 |
|-------------|---|--|
| 受け入れ開始年齢 | 生後 2 ヶ月 | 生後 2 ヶ月 |
| 1 日受け入れ可能人数 | 10 人 | 20 人 |
| 事業開始の理由 | 園の方針 | 園の方針・地域のニーズ |
| 受け入れ理由 | 非定型的保育 緊急保育 | 非定型的保育 緊急保育 私的理由保育 体験保育 |
| 利用料等の経費 | 保育料 1 日 1300 円 300 円 食事代 | 保育料 0、1、2 歳児 1 時間 500 円 3、4 歳児 1 時間 400 円 5 歳児 1 時間 300 円 おやつ代 1 日 50 円 食事代 1 日 300 円 |
| 特別保育事業 | 乳児保育 延長保育 地域子育て支援センター 休日保育 地域開放事業 育児相談 育児情報提供 | 乳児保育 延長保育 地域子育て支援センター 地域開放事業 育児相談 |

1. 両保育園の利用実態からみる特徴

① 2 園の利用状況の大きな違い

A 保育園と B 保育園との利用状況の一番大きな相違点は、行政の事業の方向付けにあるといっている。K 県 H 市では、保育園の独自事業の色合いのある地域育児センター事業として、一

時保育が実施されている。そこで、B 保育園は、非定型的保育と緊急保育にあわせて、私的理由保育と障害児などの体験保育などを利用理由に加えている。年間ののべ利用人数は 1476 人に対し、私的理由保育は 532 人であり全体の 36% となっている。また体験保育は 28 人である。

図表 31 平成 10 年度月別利用実績

| | | 非定型型 | | 緊急 | | リフレッシュ | | 体験 | | 合計 | |
|------|--------|-------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | | A 園 | B 園 | A 園 | B 園 | A 園 | B 園 | A 園 | B 園 | A 園 | B 園 |
| 4 月 | 実利用人数 | 13 | 19 | 2 | 5 | 0 | 15 | 0 | 0 | 15 | 39 |
| | 延べ利用人数 | 55 | 120 | 6 | 26 | 0 | 88 | 0 | 0 | 61 | 234 |
| 5 月 | 実利用人数 | 15 | 20 | 1 | 1 | 0 | 14 | 0 | 0 | 16 | 35 |
| | 延べ利用人数 | 111 | 112 | 10 | 3 | 0 | 98 | 0 | 0 | 121 | 213 |
| 6 月 | 実利用人数 | 18 | 34 | 2 | 1 | 0 | 11 | 0 | 0 | 20 | 46 |
| | 延べ利用人数 | 127 | 99 | 14 | 2 | 0 | 24 | 0 | 0 | 141 | 125 |
| 7 月 | 実利用人数 | 19 | 20 | 3 | 1 | 0 | 14 | 0 | 0 | 22 | 35 |
| | 延べ利用人数 | 101 | 61 | 6 | 9 | 0 | 29 | 0 | 0 | 107 | 99 |
| 8 月 | 実利用人数 | 16 | 15 | 1 | 0 | 0 | 16 | 0 | 2 | 17 | 33 |
| | 延べ利用人数 | 97 | 39 | 5 | 0 | 0 | 38 | 0 | 28 | 102 | 105 |
| 9 月 | 実利用人数 | 19 | 24 | 3 | 2 | 0 | 22 | 0 | 0 | 22 | 48 |
| | 延べ利用人数 | 143 | 71 | 17 | 7 | 0 | 47 | 0 | 0 | 160 | 125 |
| 10 月 | 実利用人数 | 17 | 20 | 3 | 1 | 0 | 24 | 0 | 0 | 20 | 45 |
| | 延べ利用人数 | 154 | 58 | 13 | 4 | 0 | 46 | 0 | 0 | 167 | 108 |
| 11 月 | 実利用人数 | 17 | 15 | 4 | 1 | 0 | 13 | 0 | 0 | 21 | 29 |
| | 延べ利用人数 | 132 | 48 | 14 | 4 | 0 | 25 | 0 | 0 | 146 | 77 |
| 12 月 | 実利用人数 | 20 | 15 | 6 | 5 | 0 | 21 | 0 | 0 | 26 | 41 |
| | 延べ利用人数 | 121 | 47 | 14 | 11 | 0 | 28 | 0 | 0 | 135 | 86 |
| 1 月 | 実利用人数 | 17 | 12 | 4 | 6 | 0 | 18 | 0 | 0 | 21 | 36 |
| | 延べ利用人数 | 101 | 34 | 9 | 10 | 0 | 28 | 0 | 0 | 110 | 72 |
| 2 月 | 実利用人数 | 15 | 17 | 3 | 6 | 0 | 19 | 0 | 0 | 18 | 42 |
| | 延べ利用人数 | 135 | 72 | 11 | 8 | 0 | 35 | 0 | 0 | 146 | 115 |
| 3 月 | 実利用人数 | 16 | 11 | 2 | 1 | 0 | 16 | 0 | 0 | 18 | 28 |
| | 延べ利用人数 | 141 | 61 | 18 | 10 | 0 | 52 | 0 | 0 | 159 | 123 |
| 合計 | 延べ利用人数 | 1,418 | 822 | 137 | 91 | 0 | 532 | 0 | 28 | 1,555 | 1,476 |

図表 32 平成 10 年度年齢別登録者数

| 年齢 | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 6 歳 | 7 歳 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| A 園 | 6 | 10 | 17 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 40 |
| B 園 | 63 | 69 | 61 | 47 | 16 | 10 | 1 | 1 | 268 |

それに対して S 県 I 市の行政は、利用理由は非定型的保育と緊急保育に限られている。年間のべ利用人数は 1555 人で、非定型的保育が全体の 75% を占めている。B 保育園は、非定型的保育が全体の 56% であり、年間の利用人数の状況は、2 園ほぼ同数であるなかで、B 保育園が利用理由が多様であることが顕著である。

② 2 園の登録者の大きな違い

一時保育登録者数は、利用理由の多様な B 保育園が 268 人であるのに対して、A 保育園は 40 人である。B 保育園の場合、年間のべ利用人数 1,476 人に対して登録者が 268 人いることは、一人の登録者の利用日数が数日間であると思われる。これは、利用理由の多様さが反映しているものであろう。それに対して、A 保育園の場合は、年間のべ利用人数は 1,455 人に対し登録者は 40 人であり、その 75% が非定型的保育で

あることから、一人の登録者の利用日数は相当な日数が利用されていることがうかがえる。

③ 私的理由保育の必要性

緊急保育は、A 保育園は年間 132 人で全体の 25% を占めている。B 保育園の場合は、年間 94 人で全体の 6% しかなく、際だって A 保育園の緊急の割合が多い。A 保育園が私的理由保育を利用理由として受け付けていないことから、緊急保育の中に私的理由保育が含まれているものと思われる。実際に A 保育園が一時保育の申し込みを受け付けているとき、父母のリフレッシュなどの理由を隠しながら、緊急保育として申し込みしていることが多々あるからである。

平成 8 年度に、国が一時保育の利用要件として私的理由を追加したにも係わらず、平成 10 年の時点では S 県 I 市の行政姿勢は私的理由保

育を含めなかった。2園の利用理由人数の比較を通して、私的理由が大きな住民ニーズであることがうかがえる。地域の子育て支援は地域の保育ニーズにそったものでなくてはならないことが、この2園の対比で行政の姿勢が顕著に示されている。

2. 両保育園における一時保育の環境構成の工夫と保育者の援助

1) 保育環境事例比較から見る乳児（0、1歳児）室の工夫

①家庭的な雰囲気の一部作り

カーペット、ソファ、畳、家庭用家具などで居心地のいい場所にする（A園）

②部屋を区切って、保育室をこじんまりと家具で区切って、保育室をいくつかのコーナーに分ける（A園）

6～8人の少人数で過ごせるように、可動式間仕切りで小部屋をつくる（B園）などとかく大きくなりがちな空間を、区切って使用している

③少人数グループで

0、1歳児の子ども達を、月齢および発達段階に合った少人数グループ4つに別れている（B園）

④家庭の生活を主体に

食事、おむつなどを保育園に合わせるのではなく、家庭の生活から徐々に園生活に慣れていくように配慮している（A園）

⑤戸外遊びを中心に

天気の良い日は、園庭に出て遊んだ方が開放的になれる（B園）

2) 保育環境事例比較から見る乳児（2歳児）室の工夫

①家庭的な雰囲気の一部づくり

コーナーを設定し、その子の遊びが楽しめるようにしている

絵本、ままごと、ブロックなど（A園、B園）

②集団遊びよりも、それぞれのあそびと保育者との関係

集団遊びに入れようとするのではなく、保育者との関係を大切にする、するとしだいに子ども同士の交流が生まれる（A園、B園）

③園生活に合わせるのではなく、園が家庭に合わせた保育を無理に園生活に合わせない

3) 保育環境事例比較から見る乳児（3歳以上児）室の工夫

①コーナー遊びを主に

好きな遊びが選べるように（A園）

あしたも遊びたいと思わせる環境の工夫（A園）

②保育者との関係から、他児の関心に広げる保育者と一緒にお手伝いをする（B園）

保育者と一緒に他児の中に入っていく（A園、B園）

在園児に一時保育利用児を紹介（B園）

③その子の場所づくり

靴箱、ロッカーなど、名前を大きくつける（A園）

④年齢のクラスにこだわらない

年齢の低いクラスに入ることによって落ち着く場合は、年齢クラスにこだわらない（B園）

4) 保育環境事例比較から見る乳児（一時保育専用）室の工夫

①国は一時保育の専用保育室の施設設備のための補助を行っている。

両園とも増築を行っているが、日常的に利用児がその保育室で保育をうけるといよりは、子どもが集団保育不可能な場合に、いつでも使える温かい空間として整備され、臨機応変に利用している。（A園、B園）

②家庭的な生活空間（A園、B園）

③キッチンを整備（A園、B園）

5) ビデオでみる利用児の一日の保育の流れの工夫と保育者の援助

①受け入れ手順は、一目瞭然

初めての保育園での生活に親子ともに戸惑わないために、朝の受け入れの案内は非常にシンプルであり、利用者に分かりやすい

工夫がされている（A園、B園）

②受け入れ時に体調の確認

利用者は、保育者と直接引き継ぎを行い、体調の確認のために検温をする（A園）
連絡先、保育時間、食事の状態を確認する（B園）

③保育者が抱きしめる

保育者の膝の上で過ごす（A園）
保育者に抱かれて、親と別れる（B園）

④保育室は家庭的であると同時に、楽しみがいっぱい

保育室は、家庭的な温もりと同時に、入ったとたん、ぱっと目に入る遊びたくなる遊具や玩具を準備（A園、B園）

⑤戸外遊びを主に

「泣く子には空を見せよ」のことわざのとおり、不安な子どもの心情を落ち着けるのは、戸外遊びが一番（A園、B園）

⑥他児の遊ぶ姿を見ながら遊びだす

他児の遊びを観察してから、活動を開始する。友達との遊びに保育者が入れようとするのではなく、子ども自身が納得して遊びだすのを待つ（A園、B園）

⑦給食は無理せず

家庭の調理以外、口にしたことのない子どもに、給食の無理強い危険である。食べれるものだけ、食べればよいといった大人側の余裕が必要（A園、B園）

⑧在園児のいる保育室で、一時保育を受け入れる

一時利用児にとって在園児の中で過ごすことは、気が紛れる。「一時保育専用の保育室を設けているが、できるだけそれぞれの年齢のクラスで受け入れ、在園児との交流をはかっている」（B園）

「一時保育利用児は、はじめて親から離れる子どもがほとんどなので、別室で一時保育利用児だけが隔離されてしまうより、同じ年齢の子ども達の中の方が気も紛れ、遊びにも入りやすく、安定した時間を過ごせる」（B園）

⑨生活年齢にこだわらず、その子に合わせる
「園のリズムに合わせるのではなく、できるだ

けその子に合わせて過ごせるように心がける」（B園）
「初めから園のリズムに合わせるのではなく、まずは家庭の生活に合わせるようにする」（A園）

6) 両保育園の環境・保育者の援助のまとめ

一時保育の実践例については、両保育園のビデオ取りを通して環境構成を比較し、保育者の援助を比較した。それぞれの保育園においては、園の保育方針や物的環境を配慮しつつ、個々の子どもの状況に応じた一時保育の方法が工夫されており、これらの全般的な傾向については両園ともに共通点が多く見られた。一般的に一時保育の集団構成は、通常の定型的・継続的な保育の集団構成とは異なることから、個々の子どもの発達状況、保育場面への適応状態等をきめ細かに考慮して、通常保育との関連性を持ちつつ柔軟に対応することが必要であるとされている。子どもの受け入れ方、保育の環境構成、通常保育との関係等に関していくつかの類似するパターンが形成されている。このパターンを多様な角度から分析し事例として蓄積するとともに、それらを情報として各保育所に提供していくことにより、一時保育の一般化が促進される契機となるものといえる。また、一時保育専用保育室のは両園とも設置されているが、日常的には通常保育の保育室の方が、一時保育児が気が紛れたり、遊びの取得になるプラス面が多く、一時保育専用保育室は、余裕の保育室として活用されていた。

3. 一時保育の利用児の事例（担当者の記述）

事例1「アレルギーによるショック状態をおこしたAくん」

Aくんの母親はインストラクターの仕事をしており、Aくんが3か月のときに仕事に復帰しました。上の子を一時保育を利用して仕事をしていたので、Aくんを出産したときから同ように一時保育を利用して仕事を続けることにしていたからです。私たちも喜んで預かることにしていました。利用することが決まり、面接をしてAくんの様子を聞いていくとアレルギーの体質ということでした。アトピー性の皮膚炎があ

るので薬を使っていると言う話でしたが、ほとんど症状は見られませんでした。私たちは薬の効果が出ているのだという認識しかありませんでした。

Aくんが6か月になる頃から、母親と離乳食の進め方の話をするようになりました。「医師からは9か月を過ぎないとアレルギーの検査が出来ないといわれているので、卵は使わないでほしい」というのが母親の要望でした。一時保育の利用も週に2回ほどでしたので、家で食べさせている食品を教えてもらい同じ物を使っていくことにしました。

離乳食が始まって2か月ぐらいたった日のことでした。Aくんの担当の保育者からAくんの様子がおかしいと報告がありました。急いで様子を見に行くと体じゅうがじんましんのように赤くなりぐったりとしているのです。今までに見たことの無い症状に一瞬あわてましたが、すぐに囑託医のところへ連れて行きました。母親にも病院に来てもらうように連絡を取りました。診察の結果、「アレルギーによるショック状態になっており、気管が狭くなって呼吸困難を起こしていた。もう少し遅かったら危なかった」と言われたのです。Aくんの無事を確認するまでの間の気持ちは今思い出してもなんともいえないものです。

Aくんの担当から離乳食の様子を聞いていくと他の子に使った卵のスープが混じってしまったとのことでした。ほんの少しの量でしたがAくんにとっては大変なことだったのです。病院で卵について調べてもらったところ非常に高い数値でのアレルギーであったことがわかりました。母親ともよく話をして卵以外にもアレルギーがあるかもしれないこと、それがはっきりするまではしばらく一時保育を休んでもらうことにしてもらいました。母親からは卵さえ気をつけてもらえれば心配は無いと思うから預かってほしいと言われましたが、一つ違えば命に関わることです。私たちももっとアレルギーについて勉強したいことを伝え承してもらったのです。

上のお子さんの利用は続いていましたので、母親といろいろ話をしていくと皮膚炎に使って

いた薬もかなり強いもので、それにより炎症を押しえていること、Aくんのアレルギー体質も他人より強いことなどがわかってきました。すでに母親は面接時にはわかっていたことでしたが、私たちにはそこまで話してはいなかったのです。I市の一時保育の場合、集団保育が可能なのが利用の条件でしたので、相談したところ一時保育でのあずかりは難しいだろうということでした。母親にも事情を話したところ仕事は続けたいと言うことなので措置児として預かってくれるところを探すことになり、次年度より兄弟で預けられるところが見つかり別の保育園に行くようになりました。

週に数回の利用の中でも私たちは母親と色々な話しをしてきたつもりでしたが、在園児のようにはいかず足りないこともあったのでしょう。特に乳児の場合は保護者との信頼関係と子どもの様子を正しくつかむことが大切なときであり、利用回数の少ない一時保育の場合の対応を考えさせられる事例でした。

事例2 「家庭で暴力を受けていたB子」

2歳になったばかりのB子が一時保育で預けられたのは、母親が実家の仕事を手伝うことになったという理由でした。面接の時の話ではまだオムツが外れていないとか上手に食事が出来ないなどしつけ面のことを気にしていたので、まだ心配は要らないこと、保育園で他の子どもたちと関わっていくことでかなり変わっていくことを話し、様子を見ていきましょうと言う事で母親も納得した様子でした。

いままでほとんど外にでることもなかったB子にとって、保育園の生活はとても楽しいもののようなのでした。ほとんど泣くこともなく園に慣れ、次第に笑顔も多くなっていきました。少々乱暴に見えるところもありましたが、私たちはさほど気にすることもなく過ぎていきました。数ヶ月も過ぎると在園児と変わらずよく遊び、しつけの面でも一人で出来ることも多くなり母親も喜んでいました。B子が成長するにつれ母親の保育園に対する信頼感も増し、家庭での話しも聞かれるようになってきました。B子だけでなく母親の笑顔も多くなっていました。

そんなある日母親から衝撃的な話を聞きました。B子の弟が障害を持っており、母親の介護が必要なこと、そのためほとんどB子と関われる時間が取れず幼いB子が母親のそばに来ることがわずらわしかったというのです。B子のことをかわいいと思えなかったというのです。それが保育園に預けるようになり母親自身に余裕が出来たことと、B子の成長振りなどから今までとは違った目でB子をみられるようになりとてもかわいく思えるようになったと話してくれました。話をしているときの母親の顔はとてもはればれとしていました。そんな背景があったと言うことに驚きましたが、母親自身から話してくれたことと保育園での生活がB子にとって幸せなものであったことに私たちもうれしく思いました。しばらくすると保育園に育児相談をしているある機関からB子のことでの問い合わせがありました。B子の母親が一時保育を利用する前から育児相談をしており、その内容は私たちに話してくれたものだけでなく、実際はB子に手をあげていたというのです。そこでアドバイザーは保育園などに預けることをアドバイスしていたこと、また保育園に預けるようになってからの変化などを母親から聞きB子にとっていい方向に向いているようだと教えてくださいました。母親自身に少し問題があるようなのでこれからも見守ってほしいという事で話が終わりました。驚きと共に連絡を下された関係機関の方には感謝しています。母親からの話だけでも驚いていただけに、普段私たちには見えない家庭の様子に触れ子どもたちの置かれている状況や子育て中の母親たちの苦悩が見えてきたような気がします。一時保育をしていなければなかなかわからなかったことかもしれません。

事例3 「保育中にけがをしてしまったC子」

年長のクラスに兄のいるC子はまだ0歳なので母親が世話をしながら仕事をしていました。しかしC子が9ヶ月になり、ハイハイを始めると目が離せなくなり仕事どころでは無くなってきました。そこで一時保育を利用することになったのです。兄を預けている保育園ですから幼

いC子を預けることに不安もなく、預けている間仕事に集中できるようになったと喜んでいました。

初めての保育園生活にC子は最初戸惑い、泣くことも多かったのですがだんだんと慣れていきました。母親も保育園に対しての信頼感があり、C子の様子も冷静に受け止めていました。私たちにとってもスムーズに保育を進めていくことが出来ました。

C子が1歳半になり、歩くのも上手になった頃園庭で他の子どもたちと遊んでいました。

(当園では安全性を考え、乳児クラスの子もたちの庭はプランターでしきり幼児クラスの子もたちとは分けて遊べるようにしています。)そこへC子を見つけた兄がやってきてC子と遊び出しました。担当の保育者も兄と一緒に遊んでいたのも少しC子から目を離してしまいました。手押し車を押していたC子を後ろから兄が押していたので勢いがつき、前のめりに転んでしまいました。ちょうどそこにおままごとの茶碗があり、おでこをぶつけて切ってしまいました。すぐに病院へ行き治療してもらいましたが3針縫うこととなりました。

母親にはすぐ連絡を取りけがの様子と対応を話しました。また治療後もう一度連絡を取りお迎えをお願いしました。母親が園に着いたときにけがの起きた状況と治療の様子を詳しく話し謝罪しました。母親も子どものけがはいつ起きてもおかしくない保育園の対応に納得してくださいました。日頃から私たちとのコミュニケーションが多かった母親でしたのでC子のけがに対しても寛容であったのだと思います。

C子のように日常的に一時保育を利用している保護者とは会話も多く保育園に対する信頼感も増してきますが、利用を始めたばかりの人や緊急で預けることになった人たちは保育園との信頼関係もできていません。そんな時にこのような事故が起きていたらどうなっていたでしょう。それぞれの家庭との信頼関係を作っていくことも大切ですが、通常の保育の中で地域の人たちに信頼される保育園であるよう努力していかなければと思いました。

事例4 「アトピーがひどかったD子」

母親の出産のため預けられた4歳のD子はアトピーがひどく、かきむしりとがさついた乾燥皮膚で、見ていても可哀想な状態でした。保育園でもかゆみのため集中できず、遊びが中断され楽しそうな顔が見られませんでした。また何事にも引っ込み思案で、感情を表に出すことが余りありません。母親も妊娠中ということもあってかいつも疲れた顔をしていました。

私たちはまずD子のスキンケアに気を配ることを第一に考え、保育者との1対1の対応のなかでD子がじっくりと遊べるように配慮してきました。その結果、笑顔も増え、子ども同士の関わりも見られるようになってきました。

母親にD子のスキンケアについての話や保育園での様子をこまめに伝えていく中で、次第に家庭の様子を話してくれるようになりました。小学校に通っているD子の姉が登校拒否をしていること、D子のアトピーに4人目の出産とたくさんのが重なり、育児に自信が持てず疲れていたことがわかりました。私たちはD子を預かっている間は上の子とじっくり関わるようにアドバイスし、D子のことは安心して預けてほしいと話しました。

D子が保育園に来るようになって3ヶ月を過ぎると、母親とD子の姉との関係もよくなり少しずつ学校へ行けるようになってきました。母親にも笑顔が見られるようになり、精神的に落ち着いてきていることが私たちにもわかってきました。驚いたことにその頃からD子のアトピーの症状がよくなってきたのです。

母親が今まで誰にも相談できず悩んでいたことが、D子を預けたことで私たちに相談ができるようになり、子どもたちが変わっていく姿を見ることで自信を取り戻しつつありました。D子の姉も含め、子どもたちも明るくなり、生き生きしていきました。

事例5 「育児に疲れた几帳面な母親」

12月のある寒い朝8時頃、保育園の育児相談用の電話が鳴った。若い女性の声で、「とにかく育児相談を受けたい。私はもう疲れた。どうしたらいいのかわからない」と号泣している。

公衆電話のようだったので、どこからかけているのかを尋ねると、市内の総合公園からだという。何でも夜が明けるのを待つ幼い子どもを2人おんぶとベビーカーで連れ出し、ぼんやりと歩いているうちに、自宅から2キロ近く離れた公園まで来たのだという。電話に出た保母が、早朝だしまだ園長もいないので、出来れば9時頃来園してもらえないかと伝えると、泣きながら「私は朝5時頃から小さな子どもを2人連れて総合公園まで歩いてきた。そして今までぐるぐる公園の中を歩いて時間をつぶしてきたので、もう疲れた。子どもは泣くし、そんな時間まで待てない。今からタクシーを拾って保育園に行きます。」と、かなり興奮した様子である。ことの緊急性を感じた保母が、「それではとにかくお待ちしていますので、気を付けて来てください。」と伝え、受話器を置いた。

10分位で母子がタクシーで到着する。母親は先ほどの興奮状態からは少し落ち着きを取り戻している様子だった。保母が0歳と1歳の子ども2人を預かり、まずは母親の訴えをじっくりと聞くことにした。母親の年齢は22歳で、夫と子ども2人の4人暮らしである。夫は仕事が忙しく、幼い子どもを2人かかえて、母親は毎日孤軍奮闘している。義理の母が近くに居るが、できるだけ手を借りずに自分の力で子育てをしたいと思っている。なぜなら自分が幼少の頃、母親が仕事をしていたため一人であることが多く、寂しい思いをしていたので、我が子にはそんな思いをさせたくない。そんな思いから、離乳食もすべて手作りにし、子どもが起きている間は子どもの相手に専念して、きちっと母親としての役割を果たしたいと考えている。そのために、家事をするのは子どもが寝付いた時だけなので、十分な時間が取れず、自分自身どうしたらいいのか分からなくなりノイローゼ気味だということである。月1回、専門機関でカウンセリングを受けているというのだが、どうも治りそうにもない。こんな日々が続き、今朝は居たたまれなくなって、衝動的に家を飛び出してしまったというのだ。

母親の話最後までじっくりと聞いた上で、子育ては自分一人で抱え込まなくても、いろいろ

ろな人の手を借りてよいこと、むしろその方が子どものためにもよいこと、子育ては毎日続くことなので、完璧でなくてもときには手を抜いてもかまわないのではないか、ということ話を話してみた。こんなことがきっかけで、この0歳と1歳の兄弟は、時々一時保育を利用するようになった。子ども達は、保育園でいろいろな遊びが出来、たくさんの保母に十分に相手してもらえるので、精神的にも満足しているようである。母親は最初はかなりやつれて険しい表情だったが、3回目あたりから大分穏やかな表情になってきた。子どもを迎えに来たとき、保母が思わず、「おかあさん、今日はとても素敵な顔をなさっていますね。」と声をかけると、思わず涙ぐんでいる。お迎えにくると、子どもを抱きしめる姿も見られるようになった。また、母親の方から保母に話しかけてくるようになり、次第に表情も明るく、年相応の若さが蘇ってきたように見えた。

泣きながら電話をしてきたあの日から4か月たったある日のこと、「こんどパートで働くことにしました。これからは仕事と子育て両方に頑張ります。」とすっきりした表情で話してくれた。我々は思わず、「がんばって」と肩をポンとたたいてあげたい気持ちでいっぱいだった。

事例6「一時保育の体験が、幼稚園の入園となったK君」

3歳児のK君が一時保育を利用するようになったのは、妊娠中の母親の検診が理由だった。K君には、幼稚園に通う兄と障害を持つ2歳の弟がいる。母親は弟に手が掛かることと、自分自身妊娠中なので、K君を十分に遊ばせることができない。幼稚園に入園させることも考えたが、言葉が遅いので諦めたようだ。保育園に来はじめた頃は暴れていたK君だったが、回を重ねるうちに落ち着いてきた。言葉の方は相変わらずオウム返しだったが、泣いているほかの子を気遣って、おもちゃを貸してあげようとするなど、やさしい一面も見えてきた。保育園に来るのを楽しみにしていると、母親がうれしそうに話してくれるようになった。

3ヶ月後、母親が4人目の子どもを出産した

が、入院中特に不安定になることもなく、毎日楽しそうに園に通ってきた。言葉の方もずいぶん語彙が増えはじめた。3月のある日母親から、安心して出産準備が出来、出産後も赤ちゃんの面倒がみられたこと、K君が園に行くのをとても楽しみにしていたので、親としてはうれしかったことなどを話してくれた。集団生活に慣れたので、4月からは幼稚園に入園させたいと言ってきた。

4. 上記事例にみる一時保育の必要性

事例1、アレルギー児の対応の困難さ

アレルギー児のアレルゲンは個別的であり、千差万別である。継続的に保育を利用する通常保育の在園児の場合においても困難とされているアレルギー児を、一時保育でどのように対応すべきかは、困難きわまりないものである。

事例2、虐待の告白

事例のように一時保育の利用理由が就労であったとしても、その家庭の背景にある子どもの養育状況までは推測し難い。一時保育の利用をかさね、保育者との信頼関係を築いたことが父母を安定させ、家庭内の養育機能が高まり、子どもへの愛情を感じ、ひいては虐待の事実までも保育者に語ったことは、一時保育が地域の子育て支援そのものであることを物語っている。

事例3、けがへの対応

一時保育利用児の行動の予測は、通常保育の在園児の行動と違うところがある。けがや事故につながる場合も多々あるので、保育者の配慮の重要性を物語っている。また、けがや事故が起きてからの対応だけではなく、日常の信頼関係を短期間に築くことが求められる。

事例4、家庭養育のサポート

保育現場の長年の経験から保育士がアトピーのスキンケアをこまめに行ったことで、症状が和らぎ、子どもが表情まで明るく変化し、母親の信頼を保育園が得ていく様子がこの事例は語っている。「スキンケアは、家庭のやるべきこと？保育園が手を出していいこと？」と役割の線引きを行うのではなく、家庭と連携を取りながら、子どもの最善の利益を求めることが、保育園が求められている。

事例5、育児ノイローゼを支える

孤独との戦いのなかで、その叫びを保育園に求めたケースである。継続的に行われる一時保育を通して地域の子育て支援の姿勢が母親に届いたからこそ、B保育園に駆け込んできたのであろう。「いつでもどうぞ」と保育園が言いながらも、相談日を固定しているケースを見かけるが、地域に開かれた保育園は、ある朝、ある母親が不安におののいても対応できる、職員の一丸となった姿勢が求められる。

事例6、一時保育は集団保育の体験

幼稚園に入園させるには不安があるが、一時保育を近くの保育園が行っているとすれば、第一段階として軽く利用をするであろう。集団生活に入るための親と子の緊張を和らげて安心を与えられるのは保育園ならではだろう。

5. まとめ

一時保育の保育の人的環境としては、子どもを通常のクラスのカリキュラムの流れの中に組み入れることに終始するのではなく、一時保育の個々の子どもが自らの活動を開始するまで、ゆっくりと保育者が接していく大切さを述べている。環境設定のハードとしては、楽しみが伝わりやすいコーナーの設定や、くつろげる空間として敷物を置くなどの工夫が見られた。これらは家庭に一番近い保育の場を作り出す工夫であり、保育所の保育環境の中に家庭に限りなく近い場の必要性が求められている。保育指針の中で、保育所保育が家庭養育の補完であるとうたわれ、その究極が一時保育のできる保育環境を作り出すことと捉えても過言ではない。

一時保育担当保育者の記録に見る6つの事例研究は、就労支援の理由に加えて、地域の子育て支援であり、育児相談であり、育児からのリフレッシュであり、子どもの健全育成であり、子どもの健康支援でもある。これらの事例を通して見えてくるのは、一時保育とは、子育て家庭が自ら支援を求めて地域社会に訴える第1次的アクションではないのだろうか、と考えるのである。育児を家庭の問題・役割としてきた日本の社会通念に対し、やっと地域に支援を求め始めた子育て家庭の叫びを、受け止めるための

場として一時保育は存在するのではないだろうか。

このように考えると、保育所が地域の社会資源としての事業を行う中核的役割を果たしているのが一時保育事業であり、一時保育なくして円滑な子育て支援は存在しないと考えるわけである。そのためにも地域社会の家庭養育の実態と保育ニーズを各保育園がしっかりと把握し、保育園が運営に主体性をもって対応できる一時保育事業が今後展開されることが求められると考える。

報告2

一時保育の感想は、総じて好意的である

S市の一時保育についての概況を、調査票配布時に訪問した際の感想を含めて報告する。

S市の一時保育は、厚生省「一時的保育事業実施要領」の翌年、平成3年11月に始まる。しばらくはこの公立民営園が、S市公私立157園中唯一の一時保育実施園であったが、「緊急保育対策5カ年事業」を受けるかたちで、平成9年に1園、平成11年に10園と広がってきている。この一時保育拡大は、平成10年4月厚生省通知「特別保育事業の実施についての取り扱いについて」により、S市「一時保育促進基盤整備事業」を定めたことによる。以下、この事業の内容を記す。(内容的には、厚生省通知に準ずるものではあるが)

目的を、「縦続的・就労や短時間就労などの就業形態の多様化に伴う一時保育、保護者の傷病などによる緊急保育など、保育所が自主的に実施する一時保育の取り組みを促進し、保育所が地域における保育センター的役割を担うようその実施基盤の整備を行い、もって乳幼児の福祉の増進を図ること」とし、対象を、「非定型的保育「保護者の短時間・継続的労働、職業訓練、就労等により、原則として平均週3日程度家庭における育児が困難となり保育が必要になる児童」、緊急保育「保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを

得ない事由により緊急一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童」、私的理由による保育「保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童」と定めている。利用料は、非定型的保育及び緊急保育は、3歳未満時 2,000 円、3歳以上児 1,200 円。私的理由による保育は、3歳未満児 2,700 円、3歳以上児 1,600 円。運営費は、補助金及び利用料となっている。補助金額は、1ヶ月平均6名以上、年額 330 万円。6名未満、年額 158 万円である。この6名未満はS市独自の補助である。

調査票依頼の4園について

S市の「一時保育」は、すべて私立認可保育園が運営しているため、2園については、公立民営園とした。(A保育園、B保育園)

4園中3園は、特別保育事業等を設立当初から行っている保育園である。C保育園は、S市障害児指定園として区の障害児保育を担ってきた。(現在、指定園制度は廃止されている) B保育園は、夜間保育園(現在S市には2園)を併設。A保育園は、乳児単独園である。

訪問時の感想

①一時保育を行っての感想は、総じて好意的である。

特にA保育園では、一時保育を始めたことによって園の保育に好影響があったと評価している。というのは、この園では、一時保育専任者を置かず、全員が、相談者希望者の面談から、子どもの受け入れまでにあたる態勢を取っているということで、保護者の実状が、保育者一人ひとりによく理解され、一時保育以外の保護者についてもその置かれた状況に対する理解が深まったということであった。園としての受け入れ姿勢も積極的で、周知を計るために、カラーのパンフレットを作成し、関係機関にとどまらず、周辺の地下鉄駅など近隣で広く配布している。一時保育を外部から与えられたものとせず、積極的に園の保育の在り方に生かす姿勢が見て取れる。その結果として、本年度が初年度であるが、利用者の延べ月平均は、100名を越えて

いる。この実績は、S市の昨年度一年間の延べ利用児童数 174名と比較すると、画期的とも言えよう。

他の園においても、保護者の期待に応えているとの実感を得、やりがいを感じているという点や一時保育の子どもが暮らしやすい生活こそが、一般の子どもにも生活しやすい環境であるはずと一時保育を評価する視点が語られていた。

②一時保育の子どもの受け入れについて

一時保育は、変則的で、予測が立てにくいと言うことで、従来の保育園の体制では取り組みにくいものと考えられてきた。子どもの受け入れ上の問題点などをたずねたが、今回の4園に関しては、特に受け入れ上の困難や問題は指摘されなかった。その時々の子どもの状態に合わせて柔軟に保育がなされていると言うことか、従来保育現場で心配されてきたような反応はない。これについては、各園の体質のようなものを予感させる、障害児指定園であった保育園は、現在も障害児が複数在籍しており、障害児の生活しやすい環境と言うことで、クラス編成も固定化せず、担当保育者もチーム編成で柔軟に子どもたちの生活を援助できるシフトを試行中である。子どもはその子の好きな空間で過ごすことのできる環境である。個々の子が視点にあれば、どのような子が加わってきても慌てることはあるまい。乳児保育園も、個人差の大きな乳児の受け入れを行っているのだから同様のことが言えよう。また、夜間保育園についても、変則的な生活条件を理解し、保護者の実状に合わせた対応が保育体制として確立していると考えられる。

現在の一時保育事業実施園は、なかなか拡大しなかったこの事業を、幅広い家庭保育支援の一環として先駆的に取り組んでいると言えよう。今回、疑問、不満、違和感等は、殆ど表明されていないのは、この先駆性にもあるように感じた。唯一、非定型保育の場合、子どもが環境になじむことが難しいとの指摘があった。これは、保育園側の受け入れの問題にとどまらず、保護者の一時保育必要度と子ども自身の生活についての納得の仕方との関連などもありそうだ。今後の課題となりうるのではないか。